

「私立大学等経営強化集中支援事業」について

I. 趣旨・予算額

【趣旨】

平成32年度を目途に再び18歳人口の急速な減少が予測されること、それまでにスピード感のある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図るため、平成27年度から平成32年度までの6年間で「私立大学等経営強化集中支援期間」として位置づけ、経営改革を断行する地方の私立大学等を集中的に支援します。

【予算額】

40億円

II. 支援対象校の選定

「私立大学等経営強化集中支援事業調査票」の回答内容をもとに経営改革に向けた取組（経営の新陳代謝）を点数化し、一定の点数以上の大学等を選定します。選定は以下のタイプ毎に行います。

■タイプA「経営強化型」：収容定員充足率80%以上107%未満

大学等のガバナンスを一層強固にするため、積極的に取り組む大学等を支援。

■タイプB「経営改善型」：収容定員充足率50%以上 80%未満

経営の改善に向けて、不断の改革を行う大学等を支援。

ただし、タイプBについて、所在地域が被災地域である、あるいは、国立社会保障・人口問題研究所が公表する日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）において、市区町村別将来推計人口指数（2010年の人口を100とした場合の2030年の将来推計人口指数）のうち2030年の指数が90未満の地域である等の特殊事情がある場合はこの限りではない。

なお、平成28年度私立大学等経常費補助金取扱要領及び配分基準に定める、以下の①から③のいずれかの減額措置等を平成28年度に受けている大学等は対象外となります。

- ① 管理運営等に問題があるとして、取扱要領4の(1)による減額又は不交付を受けている。

【タイプAB共通】

※上記①については、平成29年度において受けた場合も、支援対象校の選定を取り消すこととします。

- ② 情報の公表の実施状況による補助金の減率補正（配分基準 別表6）を受けている。【タイプAB共通】

※上記②については、平成29年9月末までに減額措置の対象となった非公表の情報を公表していれば、申請できることとします。

- ③ 専任教員等及び専任職員ごとの年間給与費の額の状況ならびに役員報酬等の額の状況による減額もしくは補正（配分基準 別記6及び別表7）を受けている。【タイプBのみ】

※役員等の役員報酬等の額の状況により減額もしくは補正がある場合は、同一法人内にある大学等すべてが対象外となります。

※ 学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生じた場合は、調整することがあり得る。

※ 選定された大学等名及び配分額は公表されるが、タイプABの区分は公表されない。

Ⅲ. 支援対象校に対する配分方法

● 私立大学等経常費補助

[特別補助]

私立大学等経営強化集中支援事業調査票の回答内容をもとに点数化し、タイプ毎に表形式により増額します。

Ⅳ. スケジュール（予定）

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 8月 4日 | 「私立大学等経営強化集中支援事業調査票」調査依頼 |
| 11月10日 | 「私立大学等経営強化集中支援事業調査票」提出期限 |
| 1月頃 | 私立大学等経営強化集中支援事業委員会開催 ⇒ 支援対象校の決定 |
| 3月頃 | 私立大学等経常費補助金の交付決定（支援対象校は最終交付で増額） |